

建設業法施行令の改正に伴う技術者の取扱いについてのお知らせ

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第192号）が平成28年6月1日に施行され、専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負金額が引き上げられます。

この政令の施行に伴う四日市港管理組合発注工事における技術者の取扱いについて、下記のとおり行いますのでお知らせします。

- (1) **建設業法施行令の一部を改正する政令の施行前に契約した工事における技術者**
 請負金額2,500万円以上3,500万円未満（建築一式工事は5,000万円以上7,000万円未満）の工事専任配置となっている主任技術者（監理技術者）の専任を解除したい場合は、発注者と協議を行ってください。
- (2) **建設業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う技術者の兼任について**
 四日市港管理組合が準用する三重県公共工事共通仕様書1-1-6 6 技術者の兼任の規定については、工事の品質確保を鑑み、変更が行われていません。

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第192号）

【改正内容】

- (1) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額
 （建設業法施行令第2条、第7条の4）

	改正前	改正後
建築一式工事以外の建設工事	3,000万円	4,000万円
建築一式工事	4,500万円	6,000万円

- (2) 工事現場ごとに配置される主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額（建設業法施行令第27条第1項）

	改正前	改正後
建築一式工事以外の建設工事	2,500万円	3,500万円
建築一式工事	5,000万円	7,000万円